

議事要旨(2) 金融商品専門委員会における検討状況について (分類・測定)

冒頭、加藤副委員長(専門委員長)より審議事項(2)-1に基づき、審議事項(2)-2「金融商品会計の見直しに関する検討状況の整理」文案に関する本日のディスカッションポイントについて説明があった。委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、公表される市場価格のない株式を取得原価で測定した場合の減損処理に関して用いられている「実質価額」という表現と「公正価値」との関係について質問があった。これに対し事務局から、これは現行基準に従ったものであり、一般的には公正価値とは異なると考えられるとの説明があった。同委員から、固定資産の減損会計では回収可能性の注目しており、これを株式の減損に当てはめると、「公正価値」の方が「処分によって回収できる金額」という意味で整合し、1株当たり純資産に代表される「実質価額」によることは不適當である、との意見があった。別の委員からもこの問題意識について同調する意見があった。
- ・ ある委員から、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の取扱いに関し、取得者側の会計処理は発行者側の会計処理を見据えながら検討する必要があると考えられるため特段の検討は行わないとしているが、この点に関する今後の方針について質問があった。これに対し事務局から、事務局内でも発行者側の処理と取得者側の処理は必ずしも整合する必要がないとの意見や、さらには、取得者側の処理は金融資産の会計処理の見直しの一環として、発行者側とは切り離して議論すべきとの意見もあり、見直しを検討したいとの回答があった。
- ・ ある委員から、外貨建取引等会計処理基準の外貨建債券の換算差額の取扱いへの影響を示した部分について、「今後、引き続き検討する」として検討の余地が残っているかのような表現となっているが、IFRS第9号と同様の分類とすると、換算差額を純損益として処理するしか選択肢はないことを明確に表現してはどうかという質問があった。これに対して事務局から、十分な議論が必要との専門委員会での意見を受けて「今後、引き続き検討する」としたが、ご指摘の点を踏まえ、表現方法を検討するとの回答があった。一方、別の委員からは、この換算差額の取扱いはIAS第39号のときからの日本基準との相違にもかかわらず、これまでの論点整理等で論点として取り上げられていないので、幅広く意見を聞く機会を設けるべきであるとの意見があった。
- ・ ある委員から、文案では、投資信託をOCIオプションの対象外とするとの表現があるが、投資信託といっても会社型投信などは極めて株式に近いので対象としてもよいのではないか、一律に対象外とするのではなく適切な線引きを考える必要があるのではないかと質問があった。これに対して事務局から、本件は引き続き検討すべき対象ではあるが、負債と資本の区分の考え方におけるIFRSと我が国の考え方にずれがある中で、どこまでが妥当で明確な線引きとできるかの問題があり、IFRSにおける負債と資本の区分の考え方やOCIオプションが設けられた趣旨も踏まえると、現時点では、株式、出資証券、出資金等を対象とすることが妥当と考えているとの回答があった。
- ・ ある委員から、事業モデルを変更した場合の分類変更日は事業モデル変更の翌事業年度

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の期首からとなっているが、事業モデルの変更は企業結合等の大きなイベントに伴うと考えられ、また、分類変更日を注記する取扱いとなることから、翌事業年度の期首とする必要はないと考えるとの意見があり、IFRS 第9号がこのように定めた理由について質問があった。これに対し事務局から分類変更日を選択できないようにする趣旨であるとの説明があった

以 上